イ　第20条の３に関する手続の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第20条第４項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ　第20条の３の２に関する手続の場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

エ　第20条の３の３に関する手続の場合は、譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

オ　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称に併せて代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請(届出)者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑶　代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

４　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、承継に係る無線局に指定されている識別信号を記載すること。ただし、包括免許に係る特定無線局の場合については、記載を要しない。

⑵　②の欄は、承継に係る無線局について、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、第15条の２の２第３項又は第25条第７項において準用する第15条の２の２第１項又は第２項の規定により一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

⑶　③の欄は、現に免許を有している承継に係る無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号）を記載すること。

⑷　④の欄は、次によること。

ア　第20条の２又は第20条の３に関する手続の場合は、承継に係る無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称を記載すること。

イ　第20条の３の２に関する手続の場合は、譲渡人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

ウ　第20条の３の３に関する手続の場合は、譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

⑸　⑤の欄は、承継に係る無線局の免許の有効期間を記載すること。ただし、第20条の２の手続の場合又は予備免許を受けている場合にあつては、記載を要しない。

５　法第５条に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

６　該当する手続について、各項目に応じて記載すること。

７　別表第二号第１又は第５の基幹放送局の無線局事項書に準じて記載すること。